

令和 7 年度史跡大森勝山遺跡休息便益施設整備工事監理業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 令和 7 年度史跡大森勝山遺跡休息便益施設整備工事監理業務
2. 本業務の対象となる工事の概要は次のとおりとする。
 - (1) 工事名称 令和 7 年度 史跡大森勝山遺跡休息便益施設整備工事
 - (2) 対象施設 壁式鉄筋コンクリート造 平屋建て
延べ面積 70.40 m²
 - (3) 敷地の場所 弘前市大字大森字勝山 961-3
 - (4) 工事概要 休息便益施設整備に伴う建築（来訪者用トイレ・休憩室及び管理者用待機所、倉庫）・電気設備・機械設備工事
 - (5) 工事竣工 予定：令和 8 年 1 月
3. 業務の委託期間 190 日間

II 業務仕様

1. 業務は、担当課と十分な連絡をとり、担当課その他関係諸機関の要望、意見及び指示を尊重して行う。
2. 業務は、実施設計図書及び適用基準によって行う。

III 適用基準等

1. 下記による。
 - (1) 公共建築工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（建築・機械設備・電気設備工事編、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - (2) 建築・電気・機械設備工事監理指針（最新版）
 - (3) 弘前市が発注する請負工事の監督に関する規程（平成 18 年 2 月 27 日弘前市訓令第 23 号）
 - (4) 業務報酬基準（平成 31 年度国土交通省告示第 98 号）
 - (5) その他、業務に関連する基準及び図書等

IV. 業務の内容

1. 監理業務

業務の内容は業務報酬基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添一第2号に掲げるもの等のうち、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行うものを除いた業務等とし、受注者は監督職員の指示に従い、適切に業務を行うものとする。

- （1）設計意図を、施工者に正確に伝えるための打合せ及び図面等の作成。
- （2）施工図、材料及び仕上げ見本並びに建築設備の機械器具の検討及び承諾。
- （3）各種データ、その他必要な資料の検討及び承諾。
- （4）工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び発注者への報告。
（工程検査及び完成検査、法定検査）
- （5）変更工事の処理。
- （6）検査職員による工程検査・立会及び工事完成（出来形含む）検査の立会い及び検査結果の報告。
- （7）業務完了報告書及び関係図書等の発注者への提出及び竣工図等の確認に係る業務
- （8）関係法令に基づく書類の作成及び提出。

2. 監督業務

- （1）工事請負契約等に規定する職務。（工事請負契約標準約款・平成18年弘前市告示8号・第9条第2項に規定する監督職員の職務及び弘前市が発注する請負工事の監督に関する規程第4条、第6条から第12条、第15条から第18条に規定する職務を行う。）
- （2）施工計画の検討及び助言。

3. その他工事監理に関する業務

VII. その他

- 1. 下記の時期に担当課と打合せを行い、議事録を書面にて提出する。
 - （1）契約直後
 - （2）工事着手時
 - （3）工事完成時
 - （4）その他担当課の指示した工程に達したとき。
- 2. 工事施工者と打合せを行った場合、諸検査について、書面にて報告する。
- 3. 工事の進捗状況及び監理状況について、毎月末に担当課へ書面にて報告する。

4. 前項の時期以外にも、担当課の照会には応じなければならない。
5. 工事請負者から受注者に提出された、材料検査試験成績書、施工検査試験成績書、工事記録書その他の工事監理等に関する図書は確認の上、委託期間内に担当課へ引き渡しをする。
6. 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密（個人情報、会社等の経営状況等不利益となる情報）は、他人に漏らしてはならない。
7. 委託期間外でも諸検査等に立会いを求めた場合は、立会うこと。
8. 本仕様書において担当課は、文化財課とする。
9. 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。